（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のソーセージの日本農林規格により格付の表示が付されたソーセージについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年三月十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千九十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、熟成ハム類の日本農林規格（平成七年十二月二十日農林水産省告示第二千七十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の熟成ハム類の日本農林規格により格付の表示が付された熟成ハム類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第四条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年三月十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千九十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、熟成ソーセージ類の日本農林規格（平成七年十二月二十日農林水産省告示第二千七十四号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の熟成ソーセージ類の日本農林規格により格付の表示が付された熟成ソーセージ類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第四条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年三月十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千九十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、熟成ベーコン類の日本農林規格（平成七年十二月二十日農林水産省告示第二千七十五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の熟成ベーコン類の日本農林規格により格付の表示が付された熟成ベーコン類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第四条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年三月十二日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千百号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の告示は、廃止し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

混合ソーセージの日本農林規格（昭和五十二年四月二十五日農林省告示第四百十二号）

附　則

（混合ソーセージの日本農林規格の廃止に伴う経過措置）

1　この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の混合ソーセージの日本農林規格により格付の表示が付された混合ソーセージについては、なお従前の例による。

（飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部改正）

2　飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和五十四年八月十八日農林水産省告示第千百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表1の1中「、ソーセージ」を「及びソーセージ」に改め、「及び混合ソーセージ」を削る。

別記様式1の表中「及び混合ソーセージ」を削る。

（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件の一部改正）

3　平成十八年三月一日農林水産省告示第二百十七号（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件）の一部を次のように改正する。

表農林物資の種類の欄中「、混合ソーセージ」を削る。

○農林水産省告示第千百一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十六年八月十四日農林水産省告示第千百一号（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月十三日から施行する。）の施行の際現にこの告示による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

○農林水産省告示第千百二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月十三日から施行する。

平成二十六年八月十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃